

住宅 情報

木造戸建住宅の 耐震診断・改修の助成制度

耐震改修を推進するため、耐震診断と耐震改修費用の一部を助成します。

●市職員の無料耐震診断

一般診断法を用いて図面のみで診断します。

※正式な診断を行い、証明するものではありません

- 対象**
- ・戸建て住宅
 - ・自己の居住の用に供するもの
 - ・S56/5/31以前に建築または着工され、原則としてS56/6/1以降に増築していないもの
 - ・在来軸組工法のもの
 - ・地上階数が2以下のもので地階を有しないもの

申込方法 耐震診断申請書に必要書類を添付し提出

●耐震診断費補助金

木造住宅の耐震診断を行う市民に対して、費用の一部を助成します。

- 補助額** 診断費用の3分の2以内(上限8万9千円)
- 対象** 在来軸組工法のもの、地上階数が2以下のもので地階を有しないものなど、条件があるので詳細はお問い合わせください

申込期限 9/30(月) ※予算額に達し次第終了

●耐震改修費等補助金

木造住宅の耐震改修などを行う市民に対し、費用の一部を助成します。

補助額 耐震改修費などにかかった費用の23%以内(上限50万円)

対象 耐震診断技術者が行った耐震診断で上部構造評点が1.0未満と診断されたものなど、条件があるので詳細はお問い合わせください

申込期限 9/30(月) ※予算額に達し次第終了

石狩市耐震改修促進計画

耐震化率の目標値として、S56/5/31以前に建築または着工された住宅を「95%」に、多数の方が利用する建築物を「おおむね解消」としています。



空家などの適正管理を

空家などが原因で近隣や通行人に損害を与えた場合、所有者が責任を問われることがありますので、適切な管理をお願いします。

●危険空家除却費補助金

市が危険な空家と確認した物件を、特定空家として勧告を受ける前に自発的に除却する所有者などに対して、費用の一部を助成します。

- 補助額** 除却費用の2分の1以内(上限50万円)
- 対象** 市が「石狩市特定空家等の認定基準」に基づき、特定空家等に相当する状態である危険な空家と確認した建物
- 対象者** 建物の所有者や相続人など
- 申込方法** 工事請負契約締結前に建築物調査申請書に必要書類を添付し提出
- 申込期限** 10/31(木) ※予算額に達し次第終了

土砂災害特別警戒区域内にある 住宅の移転に係る助成制度

土砂災害特別警戒区域内にある既存不適格住宅に居住する所有者に対して、除却費用と移転費用の一部を補助します。

●土砂災害等危険住宅移転事業補助金

- 補助額** ・除却費用(上限97万5千円)
・移転先の建設または購入費にかかる借入金の利子相当額(上限415万円)
- 対象** 土砂災害特別警戒区域内にある建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していない既存不適格住宅
- 対象者** 土砂災害特別警戒区域に指定された日以前から居住する既存不適格住宅の個人所有者
- 申込期限** 9/30(月) ※予算額に達し次第終了

1世帯当たり
10万円

手続きはお済みですか？

住民税均等割のみ課税世帯

支援給付金



エネルギー・食料品などの物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割のみ課税世帯)に対し、1世帯当たり10万円を給付します。

- 該当すると思われる世帯主へ令和6年3月下旬から支給要件確認書を送付しています
- 給付金を受け取るためには、手続き(支給要件確認書の返送^{など})が必要です
- **申請期限は31(金)まで**。該当の方は早めに手続きをしてください

対象

次の全ての要件にあてはまる世帯が支給対象です。

- 令和5年度の住民税が均等割のみ課税されている方からなる世帯、または令和5年度の住民税が均等割のみ課税されている方と非課税の方で構成されている世帯
- R5/12/1(基準日)時点で、石狩市に住民登録があること。
ただし、次のいずれかに該当する世帯を除きます
 - ▶ 令和5年度住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯
 - ▶ 石狩市または他市町村で同様の給付金を受給している方を含む世帯
 - ▶ 租税条約による住民税の減免を届け出ている方を含む世帯

※R5/1/2以降に転入した方がいる場合など、申請が必要な場合があります。
詳細は市HPでご確認ください



申込・問合せ

給付金対策課(〒061-3292 花川北6・1・30・2)
☎72・3086



▲市HP